

現在工事中の桶川北本ICから白岡葛蒲IC(国道122号線に連絡)間には、桶川加納IC、葛蒲PAが設置される予定です。特に市街地を横断する上日出谷～北本市二ツ家～大加納区間は、JR高崎線や交通の激しい国道17号線を跨るなど難しい工事が行われていますが、様々な工法を適用し、安全確保と周辺環境に配慮して工事が進められる予定です。



交通環境を改善し、地域のゆとりある発展に貢献する圏央道。首都圏の豊かな明日を拓きます。

街路大規模道路推進課  
稲橋主幹



② 上日出谷方面を望む



④ 堀割部の工事



⑦ ランプ橋部分

橋桁は太いワイヤーでも繋がれ、空洞部分が点検などに利用されます。



⑨ 桶川第3高架橋



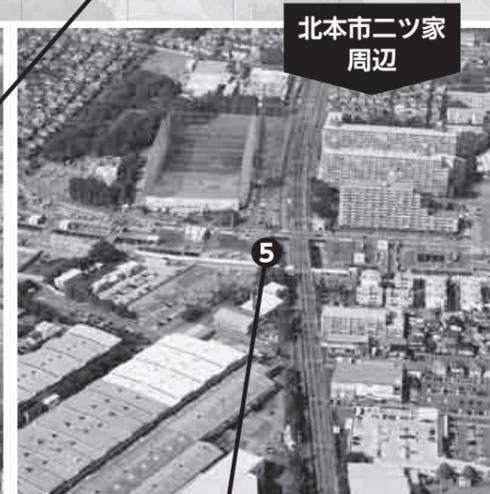
⑩ 葛蒲へ続く高架橋



桶川北本IC  
周辺



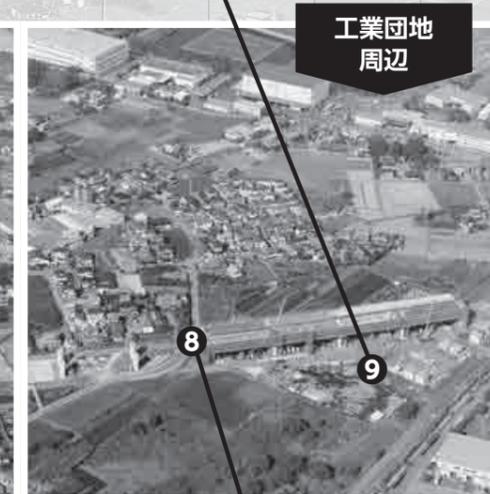
上日出谷  
周辺



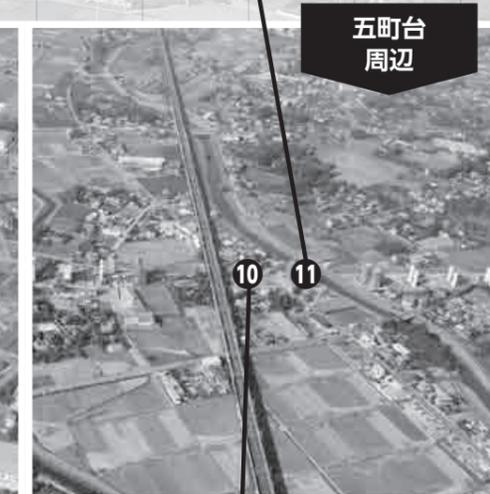
北本市二ツ家  
周辺



桶川加納IC  
周辺



工業団地  
周辺



五町台  
周辺



① 本線付近から料金所を望む



③ 市道13号線から北本市二ツ家方面を望む



⑤ 高崎線下のトンネル工事



⑥ ランプ土質改良工事



⑧ 橋脚から桶川加納IC方面を望む



⑩ 橋脚から工業団地方面を望む

**圏央道は工事が進んでいます**

現在、桶川北本IC～高尾山ICなど一部区間で供用が開始されている圏央道(首都圏中央連絡自動車道)は、都心から半径およそ40キロメートル～60キロメートルの位置に計画された、延長約300キロメートルの高規格幹線道路です。これまでに約170キロメートルが開通し、残る区間についても順次事業が進められています。

圏央道は、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外かく環状道路などと一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する首都圏3環状道路の、一番外側に位置する環状道路です。この圏央道は、首都圏の道路交通の円滑化、環境改善、沿線都市間の連絡強化、地域づくり支援、災害時の代替路としての機能など多くの役割を担います。

桶川市内では平成27年3月末(※)の開通に向け、工事が進められています。

(※土地収用法に基づく手続きによる用地取得等が速やかに完了する場合があります)

# 圏央道工事の状況 をお知らせします

# サン・アリーナ改修工事に伴う利用制限のお知らせ

サン・アリーナは建設から22年が経過し、全体改修が必要な状況になっています。引き続き利用者の皆さんが快適に施設を利用できるよう、7月より改修工事を行います。

改修工事中も施設を利用できるよう、部分的に開館し改修工事を実施します。

ご利用の皆さんには、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。



建設当初のサン・アリーナ

**工事期間** 7月1日(火)～平成27年2月28日(土)

**利用制限期間** ←…利用できない期間

施設名	年月	平成26年						平成27年		
		2月～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
柔道場、剣道場 弓道場、卓球場 トレーニング室		←————→								
サブアリーナ 会議室					←————→					
メインアリーナ 研修室				←————→						

※10月1日～11月30日は全館休館となり、一般の人は施設内に入ることはできません。

## 工事中の受付方法

7月1日～9月30日	10月1日～11月30日	12月1日～平成27年2月28日
窓口および電話受付（通常どおり）	電話受付のみ	窓口および電話受付（通常どおり）

受付▶（公財）桶川市施設管理公社 ☎787-5111

## 主な工事内容



年間を通じて快適に利用できるように

冷暖房設備をメインアリーナ、柔道場、剣道場、卓球場、更衣室に新設

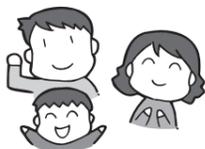


長く安全に利用できるように

建物の構造の長寿命化を行うために、タイルやコンクリートなどの調査を含めた外壁改修を実施

## その他にも…

- 床改修をメインアリーナ、サブアリーナ、剣道場、卓球場、弓道場で実施
- 便器の洋式化や段差解消などのトイレのバリアフリー化
- 老朽化した施設の設備更新として防火シャッターやエレベーター、ボイラーなどの改修



※2月現在の予定となります。工事期間が変更になった場合は、ホームページや窓口でお知らせします。

詳しくは☎生涯学習スポーツ課

# 自転車もルールを守って交通安全



道路交通法の一部改正（平成25年12月1日施行）に伴い、自転車利用者対策として改正された点をお知らせします。

詳しくは☎安心安全課

## 主な改正点

- **自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備**  
（道路右側の路側帯通行の禁止）  
自転車などの軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとされました。  
なお、路側帯の右側を通行した場合は、通行区分違反として、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が科せられます。
- **自転車の制動装置に係る検査および応急措置命令等に関する規定の整備**  
（ブレーキ不良自転車に対する指導強化）  
警察官は、内閣府令で定める基準に適合するブレーキを備えていないため交通の危険を生じさせる恐れがあると認められる自転車が通行しているときは、停止させてブレーキを検査できるようにしました。  
さらに危険を防止するために必要な応急措置を命じ、応急措置や必要な整備ができない場合は、その自転車を運転しないように命ずることができるようになりました。  
なお、これらの命令に違反した者に対する罰則も整備され、検査拒否など、応急措置命令等違反は、5万円以下の罰金が科せられます。

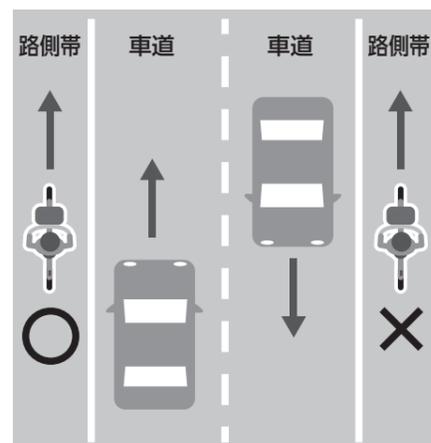
## ルールを守って安全運転

県では、平成24年4月1日に「自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。

条例では「自転車利用者の責務」として次のことを定めています。

- **自転車は車両です。**
- 車両の運転者としての責任を自覚し、交通ルールを守りましょう。
- **自転車損害保険等に加入しましょう。**  
（個人賠償責任保険・TSマーク付帯保険など）
- 自転車は定期的に点検・整備。
- 反射材をつけましょう。
- 自転車を購入したときは必ず防犯登録。
- 施錠やひたくり防止カバーで防犯対策。

自転車の安全な利用についての関心と理解を深めるため、毎月10日を「自転車安全利用の日」と定めています。



# 市県民税の申告の「い」案内

2月25日(火)より市県民税の申告の受付を行います。市県民税の申告内容は、課税(非課税)証明書や国民健康保険税、臨時福祉給付金(※)などの基礎資料になります。日程を確認の上、3月17日(月)までに申告をしてください。詳しくは口税務課市民税グループ

## ●申告が必要な人

平成26年1月1日現在、桶川市内に住所を有し、次の①～③のいずれにも当てはまらない人

- ① 所得税の確定申告(還付申告を含む)をする人
- ② 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人や厚生労働大臣などから市役所に公的年金等支払報告書が提出されている人で、他に所得のない人(源泉徴収票に記載されていない各種控除を受ける場合は、申告が必要です。)
- ③ 市内に住む家族・親族の税金上の扶養になっている人

▼年金収入が40万円以下で、かつ他の所得が20万円以下により確定申告が不要の人でも、年金天引き以外の社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除などの追加の控除がある人は、市県民税の申告が必要です。▼平成25年中の収入がなかった人も申告をする必要があります。

◎申告が必要かどうかは、次頁の申告判定フローチャートを参考にしてください。

## ●申告に必要なもの

- ① 市県民税申告書(会場にもあります)
  - ② 印鑑
  - ③ 平成25年1月1日～12月31日の期間の収入金額や経費がわかるもの(源泉徴収票、給与明細、収支内訳書など)
  - ④ 各種控除を証明できるもの(平成25年中に支払った領収書や証明書など)
- (例) 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料など。医療費控除を申告する人は領収書とその内容を記載した「医療費の明細書」。障害者控除を申告する人は障害者手帳や認定書など。

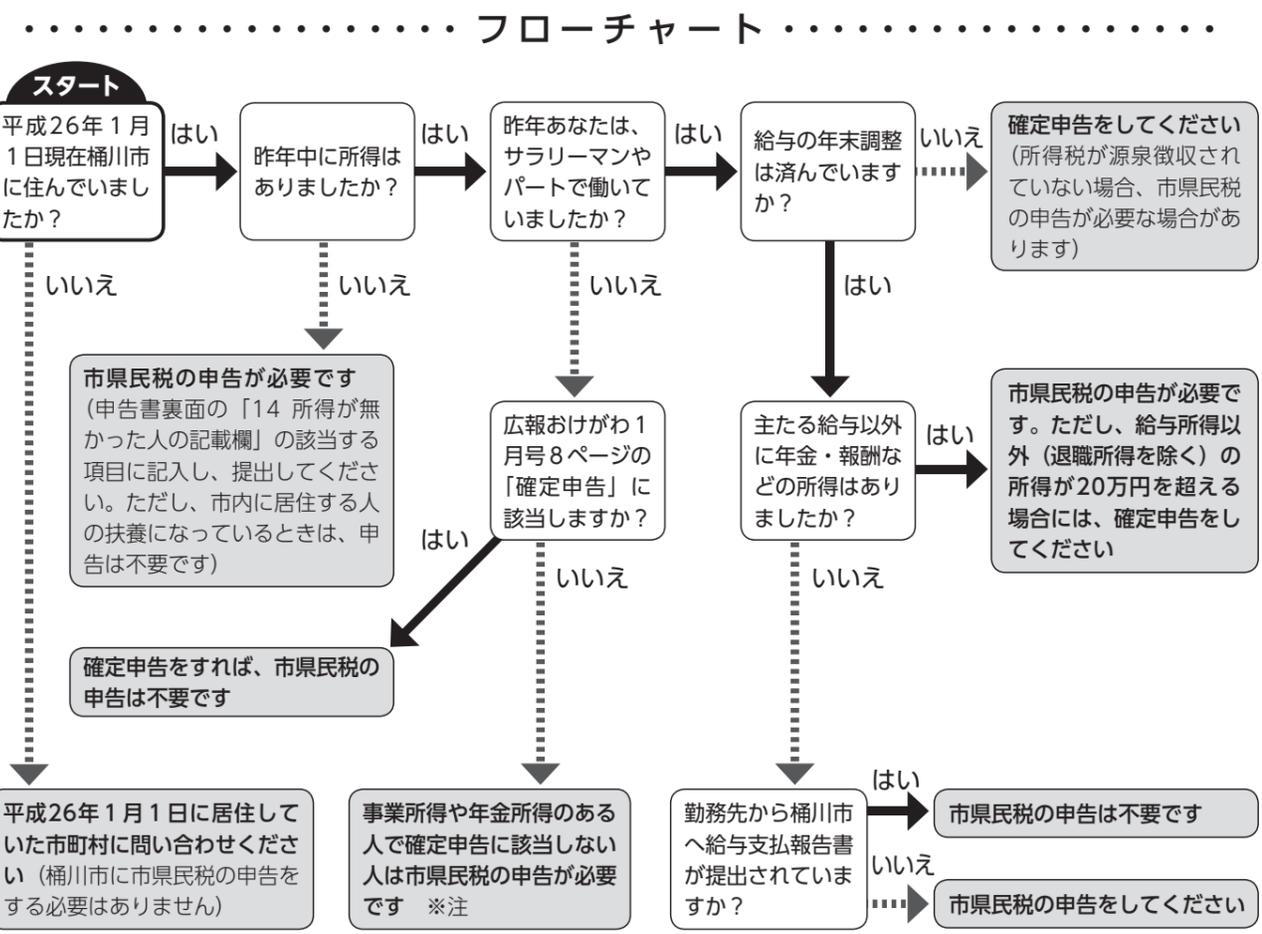
## ●郵送での受付

平成25年中の収入がなかった人、年末調整済の源泉徴収票を添付するだけで申告が完了する人は、申告書に住所・氏名などの必要事項を記入し、市役所へ郵送してください。

送付先  
桶川市役所 税務課市民税グループ  
〒363-8501 泉1-3-28

## ●平成26年度 市県民税の申告判定フローチャート

このフローチャートは、市県民税の申告が必要かどうかの簡易な目安です。当てはまらない場合もありますので、不明な点は税務課市民税グループまで問い合わせください。



※注…公的年金所得のみの人は、広報おけがわ1月号8ページの「公的年金を受給されている人へ」をご覧ください。



### ●「市県民税申告会場」での申告受付

申告はなるべく指定された受付日にお願います。指定された受付日に申告に来られないときは、3月10日(月)～17日(月)(土・日を除く)の間、市役所税務課で受け付けます。

受付日	対象地区	受付会場
2月	25日(火)	末広・若宮・寿
	26日(水)	坂田・坂田東・舎人新田 赤堀・五町台・篠津
	27日(木)	北・南・東・西・神明 小針領家
	28日(金)	倉田・朝日・加納
3月	4日(火)	上日出谷
	5日(水)	下日出谷・下日出谷西
	6日(木)	鴨川・泉
	7日(金)	川田谷

受付時間▶午前9時～11時 午後1時～3時30分  
※期間中は市役所税務課での申告書の受付は行いません。  
※上記会場では、受付日以外の申告書の受付は行いません。  
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

### ●臨時福祉給付金

平成26年4月の消費税率引上げに伴う負担増の影響を考慮して、一定の所得以下などの人に対する暫定的・臨時的措置の給付金

## 2月8日(土)は土曜窓口を臨時閉庁します

毎週土曜日は、証明書などの発行業務を中心に「土曜窓口」として開庁しておりますが、2月8日(土)は、システムのメンテナンス作業のため、本庁舎の土曜窓口を臨時閉庁します。

なお、環境センターについては、通常通り土曜窓口(第2、第4土曜日)として、粗大ごみ(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機は除く)の搬入を受け付けます。※受付は、粗大ごみのみになります。

2月8日の土曜窓口	
税務課	臨時閉庁
収税課	
市民課	
障害福祉課	
高齢介護課	
保険年金課	
こども支援課	
環境センター	午前8時30分～11時30分

※2月7日(金)は、駅西口連絡所分までのごとく、通常午後7時30分までとなります。

問合せ口総務課